

第4回 飯山市介護保険運営協議会 議事録

期 日 平成23年12月22日(木)午後3時00分
場 所 飯山市役所4階全員協議会室
出席者 委員9名(欠席7名)、事務局8名
傍聴人 なし

1 開会

2 会長臨時代理選出

事務局) 本日の協議会ですが、会長、副会長とも急用によりやむを得ず欠席されることとなりましたので、急遽この場でご承認していただきたいのですが、出席されている委員さんの中から臨時代理を選出していただき、議事進行をお願いしたいのですが、いかがですか。また選出方法について案がありましたらお願いします。

委員) 事務局一任で。

事務局) 事務局一任とのお声をいただきましたので、事務局から提案させていただきます。

3号委員の飯山市身体障害者福祉協会会長の山崎正孝さんをお願いしたいのですが、いかがですか。

委員一同) 異議なし。

事務局) それでは山崎委員、大変急ではありますが、よろしくお願いします。

3 会長臨時代理あいさつ

ただいま臨時代理として選出されました山崎です。不慣れではありますが、本日の第4回介護保険運営協議会の議事がスムーズにいけますよう、みなさんのご協力をお願いします。

4 議事(進行 会長臨時代理)

(1) 介護保険給付費見込に伴う保険料について

・基準額について

資料に基づき事務局が説明

事務局) 前のご承認いただいた保険料の設定パターンに基づき、基準額に対する割合で保険料を算定したところ、第3段階で引上率が特に高く、負担感が高くなってしまったので、次回までに事務局で見直しを行うので、再度ご審議をお願いします。

【質問】委員) 引上率だけを注目すると、低所得者に対して負担感が高いようになってしまっているの、住民感情としていかなものかと。傾斜配分等、何らかの軽減措置がとれないものか。

事務局) 保険料基準額に対する割合は、負担能力に応じて弾力化設定されているので、第4段階を基準額1.00として各段階の保険料が算出されます。

引上率も各段階で違ってはきますが、平均は26.02%であることをご理解いただきと思います。負担感については、今後事務局で保険料の端数調整等を検討させていただき、軽減を図りたいと思います。

【質問】委員) 第3段階軽減対象を新たに設けたことで、第3段階で引上率が高くなったと考えていいか。

事務局) 第3段階軽減対象は第5期保険料設定において所得区分を細部化することで負担能力に応じた保険料賦課がされるよう国から示されたことで新たに設定した段階であります。前回ご承認いただいた保険料の設定パターンでは、第3段階で0.80、第3段階軽減対象で0.75という割合ですが、この0.75は現行の第3段階と同じ割合であり、若干配慮に欠ける設定をしてしまったため負担感が高くなってしまったのではないかと考えられます。次回までに事務局で見直しを行いますので、再度ご審議をお願いしたいと思います。

(2) 老人福祉計画・第5期介護保険事業計画について

事務局) 計画の策定にあたり、日常生活圏域を設定する必要があります。日常生活圏域の設定については、2~3万人程度で一つの圏域が望ましいと国からの考え方が示されており、第4期計画では市全体を一つの圏域として設定しました。

ここでお諮りしたのですが、第5期においても市全体を一つの圏域として設定してよろしいですか。

委員一同) 異議なし。

事務局) 飯山市全体を一つの日常生活圏域に設定し、第5期の計画策定をします。

- ・第1章「計画の基本的な方向(案)」について
 - ・第2章「施策の展開(案)」について
 - ・第3章「サービス量の見込(案)」について
- 資料に基づき事務局が説明(質問、意見なし)

5 その他

(1) 次回の運営協議会日程について

事務局) 平成24年1月19日(木)、午後3時から市役所でいかがですか。
会長臨時代理) ご予定をお願いします。

(2) その他

なし

閉会 午後5時00分

*会議日程について、介護報酬に係る地域区分の見直しについて厚生労働省において1月下旬に正式決定されるとの通知があったため、その決定を待つて開催するために、2月1日に日程変更した。